



千葉市まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略 （素案）

平成27年10月

千葉市まち・ひと・しごと創生推進本部

目次

はじめに（素案について）	1
人口ビジョン・総合戦略の位置づけ	2
(1) 国の長期ビジョン・総合戦略との関係	2
(2) 人口ビジョンと総合戦略の対象期間、計画期間	2
(3) 千葉市の総合計画との関係	2
I 人口ビジョン（素案）	7
1 人口減少時代における国と地方の現状	7
(1) 日本の現状	7
(2) 千葉県の現状	8
(3) 千葉市における現状認識	9
2 千葉市の人口特性、経済産業構造	10
(1) 千葉市と周辺都市の人口動態	10
(2) 千葉市と経済的に一体性を有する圏域	26
(3) 千葉市の地域経済分析	35
(4) 東京圏における千葉・千葉市の独自性（まとめ）	50
3 千葉市の人口の将来推計と分析	51
(1) 千葉市の将来人口（2060年）の推計にあたって	51
(2) 人口の将来推計	53
(3) 行政区別分析	60
4 人口減少が千葉市の将来に与える影響	61
(1) 労働力人口・就業人口	61
(2) 高齢者単身世帯の推計・空き家	64
(3) 市内経済（市内総生産）の見通し	66
(4) 千葉市の財政へ与える影響	67
5 千葉市が目指すべき人口の将来展望	68
(1) 千葉市の人口の将来展望（千葉シナリオ）	68
(2) 千葉シナリオ実現のために	69
II 総合戦略（素案）	72
1 総合戦略を貫く「都市経営の3方針」と「7つの重点戦略」	72
(1) 千葉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の構成	72
(2) 総合戦略を貫く「都市経営の3方針」	72
(3) 基本目標を実現する「7つの重点戦略」	74
2 国の総合戦略等との関係	75

(1)	「しごと」と「ひと」の好循環 それを支える「まち」づくり	75
(2)	国の示す方向性、4つの基本目標との整合	76
3	基本目標を実現する、7つの重点戦略	78
(1)	東京圏において独自性を有する圏域“千葉”で、わたしたちが果たす役割の追求 ...	78
(2)	都市の活力を支える産業の振興と人材の育成	80
(3)	出産・子育ての希望をかなえ、若い魅力にあふれたまちづくり	86
(4)	超高齢社会を支えるまちづくり	91
(5)	都市資源を活用し、ひととひととがつながるまちづくり	94
(6)	千葉市を知り、そして好きになる仕組みづくり	98
(7)	未来へと引き継がれる「オリンピック・パラリンピック・レガシー」の創出	104
4	総合戦略の推進に向けて	108
(1)	「千葉市新基本計画」と連動した政策評価の展開	108
(2)	重要業績評価指標（KPI）検証のあり方	108

はじめに（素案について）

本市では、市を取り巻く社会構造が大きな変化をむかえつつある中、平成 23 年度に「千葉市新基本計画」を策定し、10 年後・20 年後を見据えた市政運営の基本指針を示してきました。

この「千葉市新基本計画」が課題として見据えた、社会構造の変化の最たるものが、「人口減少」です。

現在日本が直面している人口減少は、少子高齢化を伴いながら、急速に進行しています。このことは、社会保障費等の増大による国・地方の財政の悪化のみにとどまらず、労働力人口の減少、消費市場の縮小をも招き、社会経済全体を衰退させる深刻な課題となっています。

このような危機感のもと、国は、平成 26 年 11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、さらに政府は、同年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しています。その中で、「人口減少克服」「東京一極集中の是正」による「地方創生」に、国・地方をあげて取り組むことを明確にしてきました。

そこで、本市においても、人口減少の克服と地域の活性化に取り組み、千葉市独自の「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」を実現するため、「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」（以下、「戦略等」といいます。）を策定いたします。

この素案は、平成 27 年 7 月 27 日に公表した骨子案を基に、課題、継続検討項目となっていた部分の深化を進め、この間に有識者及び市民からなる「千葉市まち・ひと・しごと創生会議」や、市民の皆様の代表である市議会特別委員会による審議等を通じていただいた意見を反映させて作成いたしました。

今後は、原案に向けてさらなる議論の積み重ねを行い、市の将来像に対する認識の共有、施策の具体化、PDCA サイクルの確立を図ってまいりますので、関係各位の積極的なご提言と、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

人口ビジョン・総合戦略の位置づけ

(1) 国の長期ビジョン・総合戦略との関係

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月 28 日法律第 136 号、以下「創生法」という。）は、第 10 条において、市町村は、国や県の総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた基本的な計画（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるよう努めなければならないと規定している。

本市の戦略等は、この創生法の目的と理念、要請に基づき、本市の置かれた状況や将来展望を積極的に発信するために策定するものである。

(2) 人口ビジョンと総合戦略の対象期間、計画期間

「人口ビジョン」

2060 年（平成 72 年）までを推計と分析の対象期間とし、将来展望を描く。

「総合戦略」

平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とする。

(3) 千葉市の総合計画との関係

本市では、市政運営の中長期的な基本理念や目標を掲げる、いわゆる総合計画に当たるものとして、基本構想、基本計画、実施計画を策定し、これを指針として総合的かつ計画的な施策の推進を図っている。

今回策定する戦略等は、「人口減少の克服と地域の活性化」を目的としたものとなるが、この課題意識は「千葉市新基本計画」の中で既に触れており、「実施計画」において施策を具体化している。したがって戦略等は、新機軸として策定するものではなく、本市のこれまでの計画行政と、理念、目標を同じくして策定するものである。

そこで人口ビジョン、総合戦略に先立ち、まず本市の基本構想、基本計画、実施計画の概略を説明する。

千葉県基本構想（平成 11 年 12 月議決）

21 世紀を展望した市政運営の指針

本市の望ましい姿を実現していくために必要な施策を、総合的・計画的に推進するための礎となる。

基本理念	「人間尊重・市民生活優先」
基本目標	「人とまち いきいきと幸せに輝く都市」
望ましい都市の姿	①自然を身近に感じるまち・千葉県
	②健やかに安心して暮らせるまち・千葉県
	③安全で快適なまち・千葉県
	④豊かな創造力をはぐくむまち・千葉県
	⑤はつらつとした活力のあるまち・千葉県
	⑥共に築いていくまち・千葉県

千葉県新基本計画（平成 23 年 6 月策定）

平成 24 年度～平成 33 年度の 10 年間を計画期間

基本構想で定める基本目標等を実現するため、まちづくりの方向性や実現すべきまちの個性などを示す基本方針。

まちづくりの 重要な課題	①人口減少社会への対応
	②少子超高齢社会への対応
	③環境問題への対応
	④グローバル社会への対応
	⑤自立・分権型都市経営
まちづくりの コンセプト	「わたしから！ 未来へつなぐ まちづくり」
	○みんなで進めるまちづくり
	○未来へつなぐ計画的なまちづくり
実現すべき まちの個性	○個性や魅力を高めるまちづくり
	○未来をつくる人材が育つまち
	○みんなの力で支えあうまち
	○訪れてみたい・住んでみたいまち

5つのまちづくりの方向性

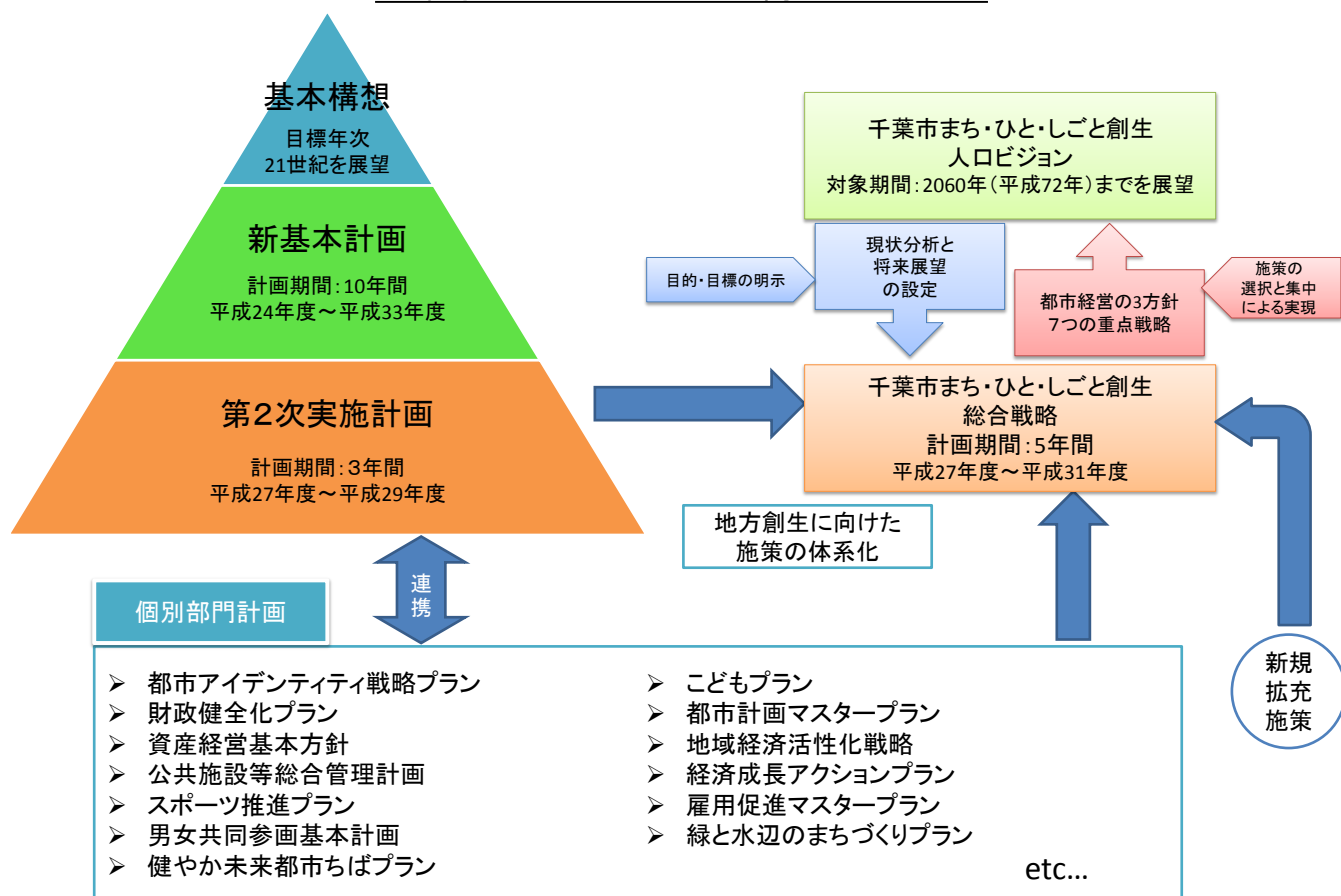
- 1 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともにいきるまちへ
- 2 支えあいやすらぎを生む、あたたかなまちへ
- 3 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ
- 4 ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ
- 5 ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

第2次実施計画（平成27年3月策定）

平成27年度～平成29年度までの3年間を計画期間
新基本計画で示された「5つのまちづくりの方向性」と施策体系に沿って、重点的、優先的に取り組む具体的な事業を明らかにする。

これらのほか、個別部門計画のうち、地方創生に資するものを位置づけ、さらに、新規拡充施策の検討を加えたうえで、包括的、総合的、横断的な計画として、総合戦略を策定する（次ページ「千葉市まち・ひと・しごと創生のイメージ」参照）。

千葉市 まち・ひと・しごと創生のイメージ



【計画期間】

